

## 加古川市景観まちづくり市民団体活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市景観まちづくり条例（平成10年加古川市条例第20号。以下「条例」という。）第47条第2項の規定に基づき、景観まちづくり市民団体活動助成金（以下「活動助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(活動助成金の交付対象)

第3条 条例第47条第2項第6号に規定する経費を交付対象とする。

(活動助成金の額)

第4条 活動助成金の額は、当該年度における市民団体の活動に要する経費の額に別表1により定める率を乗じた額とする。ただし、1,500,000円を限度とする。

2 活動助成金は、5年度かつ1,500,000円を超えては交付しない。

3 前2項の規定にかかわらず、景観形成地区の指定、建築協定の締結又は地区計画の決定等に必要の図書を策定する調査が必要であることを、特に市長が認めたときは、当該調査に必要な経費として、1団体5,000,000円を限度として助成金を交付することができる。

(活動助成金の交付の申請)

第5条 活動助成金の交付を受けようとする市民団体は、景観まちづくり市民団体活動助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 組織、役員構成書
- (2) 活動計画書
- (3) 予算書
- (4) 別表1の1による活動の場合は、会議議事録

(活動助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を審査し、活動助成金の交付の可否を決定、景観まちづくり市民団体活動助成金交付（不交付）決定書（様式第2号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、活動助成金の交付を決定する場合において、活動助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

3 市長は、申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）であって、助成金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、助成金の不交付を決定するものとする。

(活動の完了報告等)

第7条 活動助成金の交付の決定を受けた市民団体（以下「助成対象市民団体」という。）は、当該年度の活動が完了したときは、速やかに景観まちづくり市民団体活動完了報告書（様式第3号。以下「完了報告書」という。）に次の各号に掲げる図書を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 活動実績報告書
- (2) 収支決算書及び第13条に規定する帳簿等
- (3) その他市長が必要と認める図書

(活動助成金の額の確定)

第7条の2 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき活動助成金の額を確定し（以下「確定額」という。）、その旨を景観まちづくり市民団体活動助成金確定通知書（様式第4号）により助成対象市民団体に通知するものとする。

(活動助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により活動助成金の額を確定した後において、活動助成金を助成対象市民団体に交付するものとする。ただし、第4条第3項の規定による

調査が必要な場合、若しくは市長が特に必要があると認めるときは、活動助成金の額の確定前であっても、活動助成金の全部又は一部を交付することができるものとする。

2 助成対象市民団体は、前項の規定により活動助成金の交付を受けようとするときは、速やかに景観まちづくり市民団体活動助成金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、活動助成金を額の確定前に交付している場合において、確定額が、既に交付された額に満たなかったときは、景観まちづくり市民団体活動助成金精算及び返還通知書（様式第6号）により、速やかに返還させるものとする。

（調査、指導等）

第9条 市長は、助成対象市民団体の活動の適正を図るため、必要があると認めるときは、助成対象市民団体に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又はその同意を得て、その活動の状況を調査することができる。

2 前項の場合において、活動の状況が適正でないと認めたときは、市長は、助成対象市民団体にその是正を指示することができる。

（活動助成金の交付決定の取り消し）

第10条 市長は、助成対象市民団体が次の各号のいずれかに該当するときは、活動助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 活動助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反するとき。

(2) 不正の手段により活動助成金の交付の決定を受けたとき。

(3) 前条第2項に規定する市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他景観まちづくりに支障となる行為を行ったとき。

2 市長は、前項の交付決定の取り消しを行ったときは、景観まちづくり市民団体活動助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により、助成対象市民団体に通知するものとする。

（活動助成金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により活動助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消

した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に活動助成金が交付されているときは、景観まちづくり市民団体活動助成金返還通知書(様式第8号)により、期限を定めてこれを返還させるものとする。

(活動助成対象の適正管理)

第12条 助成対象市民団体は、当該活動助成の対象となった物件の適正な管理に努めなければならない。

(帳簿の作成)

第13条 助成対象市民団体は、活動の経理を明らかにする帳簿を作成するとともに、その証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 別表1の2による活動に係る経理は、預金口座を設けて行わなければならない。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

	活動の内容	助成率
1	景観形成地区、建築協定及び地区計画等のまちのルールづくりを目的とした活動に係る委託料等の経費	10 / 10
2	上記以外の活動に要する経費	2 / 3